

自動車運転代行業の料金制度に関するガイドラインについて（まとめ）

国土交通省から示された運転代行業の料金制度に関するガイドラインには、大別して、「運転代行料金」「附帯サービス料金」「運転代行料金の設定のあり方」の3項目について記載されています。その内容について、以下に、補足を加えて掲載しますので、参考にしてください。

ジェイ・ディ共済協同組合

1. 運転代行料金について

(1) 料金の種類の適用

代行料金は、基本的に「距離制料金」を適用することとする。

ただし、あらかじめ営業所において、「時間制料金」または「定額料金」による特約がある場合は、「時間制料金」または「定額料金」を適用することができる。



上記3種類のいずれの料金体系であっても、事前に利用客に料金表を示したうえで、目的地までの距離を料金表にあてはめて算出した料金の概算額を、利用者に口頭で分かりやすく説明するよう、徹底することが必要。

※平成24年3月に、警察庁と国土交通省から発表された「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」の施策の一つとして、「料金の概算額の算出根拠の説明」が掲げられています。

(2) 各料金体系の具体的内容

① 距離制料金について

※距離制料金には、時間距離併用制料金を含む(以下同じ)。

● 料金体系の内容

- ・初利用料金と加算料金を定め、利用者が代行運転自動車（以下「客車」という）に乗車した地点から、利用者または運転代行業務従事者が、客車から降車する地点までの、客車または随伴車の走行距離に応じた料金とする体系のこと。

(例) 初利用料金 2,500 円 (2km まで)、以降 1km ごとに 300 円加算

● 留意点

- ・料金メーター器を使用する場合の初利用距離は、小数点第1位までのキロメートル単位、加算距離は1メートル単位とし、1メートル未満の端数は四捨五入するものとし、トリップメーター器を使用する場合の初利用距離および加算距離は、小数点第1位までのキロメートル単位とする。

また、初利用距離および加算距離は、基本的に一つの単位とする。

● 利用者から受け取る料金について

- ・「料金メーター器に表示された金額」または「客車もしくは随伴車のトリップメーター器の示す利用距離から算出された金額」を受け取るものとする。
- ・料金の精算にあたっては、利用者または運転代行業務従事者が、客車から降車後、直ちに料金メーター器の「支払い」ボタンを操作し、その表示額を受け取るものとする。なお、トリップメーター器による精算の場合は、同様に、トリップメーター器の利用距離を確認し、その表示距離から算出された金額を受け取るものとする。

【参考】

《距離制と時間制を併用する「時間距離併用制料金」について》

- ・時間距離併用制料金は、一定速度（限界速度といい、時速10kmを超えないものとする）以下の走行速度になった場合の運転代行に要した時間を加算距離に換算し、距離制メーターに併算する料金体系のこと。

例えば、代行業務中に信号待ちや渋滞などにより走行速度が限界速度以下になった場合に、その時間を距離に置き換えて、料金に反映させるというもの。

●留意点

- ・加算距離相当時間に端数が生じた場合、5秒単位に切り上げるものとする。
例えば、限界速度以下の速度で走行した時間が5分56秒だった場合、6分00秒に切り上げる。

②時間制料金について

●料金体系の内容

- ・初利用料金と加算料金を定め、利用者が客車に乗車した地点から、利用者または運転代行業務従事者が、客車から降車する地点までに要した時間に応じた料金とする体系のこと。

（例）初利用料金3,000円（1時間まで）、以降30分までごとに1,000円加算

●留意点

- ・時間制料金を適用する場合は、あらかじめ営業所において、時間制料金による特約があることが必要。
- ・初利用時間は1時間単位、加算時間は30分単位とし、30分未満の端数は切り上げるものとする。

③定額料金について

●料金体系の内容

- ・利用者が客車に乗車した地点から、一定のエリアとの間の運転代行を行う場合において、運転代行業者が事前に定めた定額が適用される料金体系のこと。

（例）A町から出発の場合

A町内	2,500円
B町内まで	3,500円
C市内まで	5,000円

●留意点

- ・定額料金を適用する場合は、あらかじめ営業所において、定額料金による特約があることが必要。
- ・運転代行業者において事前に料金を設定し、エリア等を含めて、詳細な内容を営業所に掲示するものとする。
- ・定額料金のエリアについては、あらかじめ利用者に分かりやすい説明を行い、利用者保護に十分な対策を講じるものとする。

(3) 料金の割増について（料金体系にかかわらず共通）

- ① 運転代行業務従事者の深夜の割増賃金を確保するために、深夜早朝割増を設定することができるものとする。
- ② 雪道や凍結路における交通の安全を確保するために、冬期の一定期間に限り、冬期割増を設定することができるものとする。
- ③ 営業時間外等により、運転代行業務従事者の確保が困難な時間帯の割増や、高度な運転技術を要する左ハンドル高級外車等の客車を運転する場合の割増を設定することができるものとする。

(4) 料金の割引について（料金体系にかかわらず共通）

- ・ 遠距離割引や営業施策割引を設定できるものとする。

2. 附帯サービス料金について

(1) 附帯サービス料金の種類

- ・ 附帯サービス料金の主な種類は、次の①～⑨のとおりとするが、地域の実情を踏まえて、利用者サービスの向上を目的に、運転代行業者が提供する附帯サービスを設定できるものとする。

- ① 迎車料金 ② 待ち料金 ③ 業務中待ち料金 ④ 回送料金 ⑤ キャンセル料金
- ⑥ 一時預かり料金 ⑦ 除雪料金 ⑧ チェーン着脱料金 ⑨ バッテリーチャージ料金

(2) 各附帯サービス料金の具体的内容

① 迎車料金について

- 迎車料金は、利用者から運転代行の依頼を受けて、利用者の指定した場所に随伴車が向かう場合に、次のいずれかを適用するものとする。
 - ア. 1回ごとの定額料金（一定の距離まで無料とするものおよび一定の距離に応じて段階的に料金を設定するものを含む）とする。
 - イ. 営業所等を発車する地点より、運転代行扱いとし、初利用料金を限度とする。
- 迎車料金については、利用者からの依頼を受けて、随伴車が利用者の指定した場所に向かう場合において、当該料金の適用方法について、あらかじめ利用者に分かりやすい説明を行い、利用者保護に十分な対策を講じるものとする。

② 待ち料金について

- 待ち料金は、利用者の指定した場所に到着後、利用者の都合により待機した場合に適用し、1回ごとの定額料金（一定の時間まで無料とするものおよび一定の時間に応じて段階的に料金を設定するものを含む）とする。
- 待ち料金については、当該料金の適用方法について、電話による利用の申込みの際等に、あらかじめ利用者に分かりやすい説明を行い、利用者保護に十分な対策を講じるものとする。

③ 業務中待ち料金について

- 業務中待ち料金は、運転代行業務の途中で、利用者の都合により待機した場合に適用し、1回ごとの定額料金（一定の時間まで無料とするものおよび一定の時間に応じて段階的に料金を設定するものを含む）とする。

④回送料金について

- 回送料金は、客車の回送のために、随伴車が発車した地点または利用者の指定した駐車場等から客車の回送を始めた地点から適用し、1回ごとの定額料金（一定の距離・時間まで無料とするものおよび一定の距離・時間に応じて段階的に料金を設定するものを含む）または運転代行扱いとする。

⑤キャンセル料金について

- キャンセル料金は、利用者の指定した場所に到着後、利用者の都合により運転代行の依頼を取り消された場合（随伴車が既に指定場所に向けて運行した場合を含む）に適用し、1回ごとの定額料金（一定の距離まで無料とするものおよび一定の距離・時間に応じて段階的に料金を設定するものを含む）とする。
- キャンセル料金については、当該料金の適用方法について、電話による利用の申込みの際等に、あらかじめ利用者に分かりやすい説明を行い、利用者保護に十分な対策を講じるものとする。

⑥一時預かり料金について

- 一時預かり料金は、利用者からの依頼により、運転代行業者が客車を預かり一時保管する場合に適用し、1回ごとの定額料金（一定の時間まで無料とするものおよび一定の時間に応じて段階的に料金を設定するものを含む）とする。

⑦除雪料金について

- 除雪料金は、「客車」または「客車が駐車する場所の走行路確保のための路面」の除雪作業を行った場合に適用し、1回ごとの定額料金（一定の時間まで無料とするものおよび一定の時間に応じて段階的に料金を設定するものを含む）とする。

⑧チェーン着脱料金について

- チェーン着脱料金は、客車にチェーン取付け、取外し作業を行った場合に適用し、1回ごとの定額料金とする。

⑨バッテリーチャージ料金について

- バッテリーチャージ料金は、客車にバッテリーチャージ作業を行った場合に適用し、1回ごとの定額料金とする。

3. 運転代行料金の設定のあり方について

- ・運転代行料金の設定に当たっては、正当な理由がないのに、運転代行サービスに要する費用を著しく下回る料金で継続的にサービスを提供し、他の運転代行業者の事業活動を困難にさせる恐れがあるものについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法第54号）の第2条第9項第3号に規定する不当廉売に該当する場合がありますので、この点に十分留意する必要があります。

※不当廉売に係る条文については、別紙【参考資料】を参照のこと。